

各 位

平成27年6月10日

会社名 神島化学工業株式会社 代表取締役社長 池田 和夫

(コード番号: 4026 東証第二部)

問合せ先 取締役総務部長 小田島 晴夫

電話 06-6110-1133

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 7 月 17 日開催予定の第 99 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように会社法第426条および第427条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第29条(取締役の責任免除)および第39条(監査役の責任免除)の規定を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。なお、定款第29条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変更案
(新設)	第29条(取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
第 <u>29</u> 条~第 <u>37</u> 条(条文省略)	第 <u>30</u> 条~第 <u>38</u> 条 (現行どおり)
(新設)	第39条(監査役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
第 <u>38</u> 条~第 <u>45</u> 条(条文省略)	第 <u>40</u> 条~第 <u>47</u> 条 (現行どおり)

(注) 本議案が承認された場合には、当社は、監査役松下克治および渡辺佳夫の両氏との間で、それぞ れ責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額 であります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年7月17日 定款変更の効力発生日

平成27年7月17日

以上